

事 務 連 絡

令和 2 年 10 月 30 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中  
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 3 年 4 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び  
貸与価格の上限の公表について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、令和 2 年 6 月 12 日付け事務連絡のとおり、令和 3 年 4 月貸与分から適用する価格を見直した上で、その後、3 年に 1 度の頻度で見直すこととしております。

また、新商品については、これまでどおり 3 ヶ月に 1 度の頻度で上限価格等を設けることとしております。

今般、令和 3 年 4 月貸与分から見直しを行った上で適用する平成 30 年 10 月以降に上限価格等を設けた商品及び新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、次の掲載先のとおり公表しますので、お知らせします。

なお、都道府県、指定都市及び中核市の担当課室においては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知し、遺漏なく御対応願います。

記

掲載先

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

公益財団法人テクノエイド協会のホームページ

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

事務連絡  
令和2年6月12日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室）御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和2年度及び令和3年度以降の福祉用具の全国平均貸与価格  
及び貸与価格の上限の取扱い

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具については、平成30年10月から、商品ごとに全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限（以下「上限価格等」という。）を設けており、設定された上限価格等については、施行後の実態も踏まえつつ、おおむね1年に1度の頻度で見直しを行うこととしておりましたが、第177回社会保障審議会介護給付費分科会において、他サービスと同様、3年に1度の頻度で見直しを行うことといたしました。

そのため、令和3年4月貸与分から適用する価格を見直した上で、その後、3年に1度の頻度で見直すことといたします。

また、新商品については、これまでどおり3ヶ月に1度の頻度で上限価格等を設けることとしますが、令和2年7月以降貸与分、10月以降貸与分及び令和3年1月以降貸与分として上限価格等を設ける商品については、次回の見直しは、令和6年4月貸与分から適用する価格において行うこととします。

都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp